

携帯品として持ち込まれる畜産物の検疫対応

- ▶ 携帯品として持ち込まれた畜産物からアフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のウイルスを分離

モニタリング検査の結果

検査対象：中国、韓国、台湾、フィリピン等からの牛、豚、鶏の筋肉、臓器等

| 国、地域名 | ウイルス名 | 分離年 | 株種 |
|-------|----------|-------|--|
| 中国 | 鳥インフルエンザ | 2015年 | H9N2 (3株), H1N2 (1株), H5N6 (1株), H5N1 (1株) |
| | | 2016年 | H5N6 (1株), H7N9 (1株), H9N2 (1株) |
| | | 2017年 | H7N9 (2株) |
| | | 2018年 | H7N3 (1株), H5N6 (2株) |
| | アフリカ豚熱 | 2018年 | 2株 |
| 台湾 | 鳥インフルエンザ | 2015年 | H9N2 (1株) |
| | | 2018年 | H5N1 (1株), H6N1 (1株) |
| フィリピン | ニューカッスル病 | 2015年 | 1株 |
| | アフリカ豚熱 | 2020年 | 2株 |
| ベトナム | ニューカッスル病 | 2016年 | 1株 |
| | 鳥インフルエンザ | 2016年 | H9N2 (2株) |
| | | 2018年 | H5N2 (1株), H9N2 (1株) |
| | | 2019年 | H9N2 (1株) |
| ミャンマー | ニューカッスル病 | 2020年 | 1株 |

- ▶ 中国、フィリピンから持ち込まれたソーセージ等の肉製品4件よりアフリカ豚熱のウイルスが分離
- ▶ 中国、ベトナム、ラオス、カンボジア、フィリピン等から持ち込まれた携帯品より、アフリカ豚熱ウイルスの遺伝子を検出。※109件(2023年2月17日現在)



豚肉ソーセージ

(北京から新千歳空港)



自家製餃子

(上海から羽田空港)



ソーセージ

(上海から羽田空港)



ソーセージ

(延吉から関西空港)



自家製ソーセージ

(青島から中部空港)



ソーセージ

(上海から中部空港)



ソーセージ

(瀋陽から中部空港)



豚肉調整品

(ハノイから成田空港)

家畜伝染病予防法改正により強化された水際検疫について

- 平成30年8月の中国でのアフリカ豚熱（ASF）発生以降、アジアにおいて、18か国・地域に発生が拡大。
- 中国・ベトナム等から日本に持ち込まれた肉製品から、ASFウイルスの遺伝子を検出。
- ASFの我が国への侵入脅威が高まっているため、水際対策を強化し、家畜伝染病の侵入防止を徹底する必要。

法改正による強化

【令和2年7月1日施行】

- 質問・検査権限**：入国者の携帯品中の畜産物（肉製品等）の有無を、
家畜防疫官が質問・検査できるよう措置【法第40条第5項】
- 廃棄権限**：携帯品及び国際郵便物検査の結果、発見された違反畜産物について、
家畜防疫官が廃棄できるよう措置。【法第46条第4項】
- 厳罰化**：輸入検査に関する罰則を強化（近隣諸国と比較しても最高水準）。
(輸入検査を受けない場合の罰金100万円【法第63条及び第69条】
→ 300万円（個人）、5,000万円（法人）)

国際空海港における旅客に対する水際対策

事前対応型広報

現地空港カウンターで
ポスター掲示、注意喚起



空港/港

出国前の情報提供



<海外向け情報配信>

- ・現地SNS
- ・海外メディア向け
ニュースリリース
- ・多言語動画

機内アナウンス



空港/港

現場対応検査

靴底消毒



自主廃棄用BOX

動植物検疫



多言語ポスター・リーフレット

出入国在留管理庁と
の連携（慎重審査）



税関との連携



口頭質問・通訳



動植物検疫探知犬



動植物検疫カウンター

警告書

日本

- ・広報キャンペーン
- ・入国者への情報提供



入国

国際空海港における旅客に対する水際対策

消毒マットによる旅行者の靴底消毒



動植物検疫に関する注意喚起 (税関申告書、構内アナウンス等)



! 動物検疫所からの重要なお知らせ

※ 重要注意事項が改正され、
2020年7月1日(予定)より
輸入検査を受けずに畜産物を持ち込んた場合、
3年以下の懲役又は100万円以下の罰金。

WARNING!

3年以下の懲役又は**300万円以下の罰金に引き上げられます!**
※ただし、法人に対しては最高5,000万円

- ◆ 手荷物の中に、輸入申告のない肉製品などの畜産物が確認された場合、罰金の対象に含みます。
- ◆ 違法な肉製品などの畜産物の持ち込み等により、逮捕された人もいます。
- ◆ 輸入検査の手続きでパスポートや搭乗券の情報を記録するため、検査に時間を要することがあります。

農林水産省動物検疫所

自主廃棄用BOX



入国者への口頭質問の実施

肉などの畜産物を持っているか、海外で家畜に触れたか、国内で畜産関連施設に立ち入るか、質問



動植物検疫探知犬の活用



手荷物として持ち込まれる畜産物等の検査



動植物検疫探知犬の活動

動植物検疫探知犬とは…

- 手荷物の中から動物検疫の検査を必要とする肉製品や農産物を嗅ぎ分けて発見する訓練を受けた犬
- 日本では平成17年12月に成田空港に初めて導入その後、主要空港を中心に導入している。
- 令和3年3月末時点で **140**頭体制を構築

探知業務



対象物を発見すると、座り込んでハンドラーに知らせる。



ハンドラーからの知らせを受けた家畜防疫官（動物検疫所職員）が手荷物検査を実施。

探知対象物

肉類



ハム、ソーセージ類



餃子等の肉製品



果物



禁止品探知実績（R4速報値）

48,888件、46720.75kg

（内訳）

携帯品

32,006件、23,412.11kg

郵便物

14,882件、23,308.64kg

参考：年度毎の動植物検疫探知犬頭数推移

| H17 | H27 | H30 | R1 | R2~ |
|-----|-----|-----|----|-----|
| 2 | 18 | 33 | 53 | 140 |

アフリカ豚熱対策の強化

1 相手国から持ってこさせない

- 中国、ベトナム、韓国国内のSNS、現地メディア、旅行代理店等を通じた注意喚起
- 多言語動画の配信
 - 動物検疫に関する動画をYouTubeで配信
(日本語、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、韓国語)
- 航空会社等への情報提供、ポスター掲示・機内アナウンスの依頼
 - 日本向け直行便で機内アナウンスを実施
(中国便・韓国便は全便数のうち約9割)
 - 一部の航空会社においては、現地の空港カウンターでポスターを掲示
 - 宅配会社にポスターやリーフレットを送付するとともに各社HPへの掲載を依頼
- 広報ポスターの掲示
 - 全国の空港や港などに多言語ポスター約1,000枚掲示
- 広報キャンペーン、報道機関を通じた注意喚起
 - 日本養豚協会（JPPA）と連携したキャンペーンを実施
- 在外公館を通じた、訪日外国人への注意喚起
(査証発給時のリーフレットによるお知らせ)
- 関係機関を通じて、外国人技能実習生に動物検疫制度を周知



広報ポスター



中国の空港カウンター
(ポスターによる案内)